

令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

R5.9.26時点

《外来》

新型コロナウイルス感染症の 類型変更に伴う方向性・考え方	算定要件（令和5年10月～）	令和5年10月～	現行（令和5年9月まで）
<ul style="list-style-type: none"> 空間分離・時間分離に必要な人員、PPE等の感染対策を引き続き評価 受け入れ患者を限定しないことを評価する仕組みへ 	受け入れ患者を限定しない外来対応医療機関（発熱患者等の診療に対応する医療機関）で、その旨を公表している。	147点	300点
	上記要件を満たしていない場合。	50点	147点
<ul style="list-style-type: none"> 届出の簡略化などを状況変化を踏まえて見直し 位置付け変更に伴い医療機関が実施する入院調整等の評価 	/	/	147点 ※家庭内の感染防止策や、重症化した場合の対応等の療養上の指導を実施した場合、発症日から起算して7日以内に限り算定可。
	コロナ患者について、入院調整を行った上で、入院先の医療機関に対し診療情報を示す文書を添えて患者の紹介を行い、診療情報提供料（I）を算定する場合。	100点	950点

《入院》

新型コロナウイルス感染症の 類型変更に伴う方向性・考え方	算定要件（令和5年10月～）	令和5年10月～	現行（令和5年9月まで）
<ul style="list-style-type: none"> 入院患者の重症化率低下、看護補助者の参画等による業務・人員配置の効率化等を踏まえて見直し 介護業務の増大等を踏まえ、急性期病棟以外での要介護者の受け入れを評価 	重症のコロナ患者について、特定集中治療室管理料等を算定する場合	◆ICU等の入院料 (1.2倍) +845～3,263点	◆ICU等の入院料 (1.5倍) +2,112～+8,159点
	中等症のコロナ患者（救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る）	◆救急医療管理加算2 (2～3倍) 840～1,260点	◆救急医療管理加算1 (2～3倍) 1,900～2,850点
	コロナから回復後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた場合（60日目まで）	500点 ※14日目まで	750点 ※60日目まで。 ※14日目までは+950点
<ul style="list-style-type: none"> 必要な感染対策を引き続き評価 	コロナ患者に必要な感染予防策を講じた上で保険医療機関に入院させた場合	125点～500点	250～1,000点
	コロナ患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で、 ・心大血管疾患リハビリテーション料 ・脳血管疾患等リハビリテーション料 ・廃用症候群リハビリテーション料 ・運動器リハビリテーション料 ・呼吸器リハビリテーション料 を算定する場合	50点	250点
	コロナ患者を個室に入院させた場合		300点
	コロナ患者を陰圧室に入院させた場合		200点

《入院》

その他項目	算定要件（令和5年10月～）	令和5年10月～	現行（令和5年9月まで）
◆在宅患者支援病床初期加算	地域包括ケア病棟入院料を算定している病棟でコロナ患者を入院診療した場合	300点	
◆在宅患者支援療養病床初期加算	療養病棟入院基本料を算定している病棟でコロナ患者を入院診療した場合	350点	
◆ハイリスク妊娠管理加算	コロナに感染した妊婦について、入院中にハイリスク妊娠管理を行った場合	1,200点	
◆ハイリスク分娩管理加算	コロナに感染した妊産婦について、分娩を伴う入院中にハイリスク分娩管理を行った場合	3,200点	

《在宅》

新型コロナウイルス感染症の 類型変更に伴う方向性・考え方	算定要件（令和5年10月～）	令和5年10月～	現行（令和5年9月まで）
・往診時等の感染対策を引き続き評価	コロナ患者及び疑い患者に対し、往診等を実施する場合であって、必要な感染予防策を講じた上で診療を行った場合	50点	300点
・救急往診は、重症化率の変化に伴う必要性の低下を踏まえて見直し ・介護保険施設等での療養を支援する観点から同施設等に対する救急往診は引き続き評価	・コロナ患者又はその看護に当たっている者からコロナに関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し、往診を実施した場合 ・在宅にて療養を行うコロナ患者であって、コロナに関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を実施した場合 ※緊急往診加算と併算定可。	300点	950点
その他項目	算定要件（令和5年10月～）	令和5年10月～	現行（令和5年9月まで）
◆在宅移行管理加算	コロナ患者及び疑い患者に対する訪問看護・指導を実施する場合について、当該患者の状況を主治医に報告し、主治医から感染予防の必要性についての指示を受けた上で、必要な感染予防策を講じて当該患者の看護を行った場合	100点	250点
◆緊急訪問看護加算	コロナ患者に対して、保険医療機関が緊急に訪問看護・指導を実施した場合	265点	
◆長時間訪問看護・指導加算／長時間精神科訪問看護・指導加算	コロナ患者に対して、保険医療機関が訪問看護・指導計画に定めた訪問看護・指導を実施した場合	208点	520点
		104点	260点

《高齢者施設等》

※以下、介護医療院若しくは介護老人保健施設を「介護医療院等」、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設を「介護老人福祉施設等」という。

項目	算定要件（令和5年10月～）	令和5年10月～	現行（令和5年9月まで）
◆院内トリアージ実施料	介護医療院等又は介護老人福祉施設等に入所する者がコロナに感染した場合について、必要な感染予防策を講じた上で、介護老人福祉施設等の配置医師又は介護医療院等併設保険医療機関の医師が往診等を実施する場合	50点 (看護配置加算の100分の200)	300点
◆救急医療管理加算	コロナ患者又はその看護に当たっている者からコロナに関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し、往診を実施した場合 ※オンライン診療を実施した場合は300点	950点	2,850点